

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和3年10月8日

金曜日

号外

目次

選挙管理委員会告示

○候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

1

告 示

富山県選挙管理委員会告示第61号

候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、第49回衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙において、富山県内の選挙区に候補者を届け出た政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

令和3年10月8日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

1 富山県内の選挙区に候補者を3人届け出た政党

政見放送を行うことができる基幹放送事業者の名称		回数
テレビジョン放送	株式会社チューリップテレビ	1
	富山テレビ放送株式会社	1
ラジオ放送	北日本放送株式会社	1

2 富山県内の選挙区に候補者を1人又は2人届け出た政党

政見放送を行うことができる基幹放送事業者の名称		回数
テレビジョン放送	富山テレビ放送株式会社	1
ラジオ放送	北日本放送株式会社	1